# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

長野市長

### 公表日

令和3年8月2日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

(1) 事務の名称 個人住民税に関する事務	1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
1. 製株産権事務 (1) 個人世帯状況の整理 その年の1月1日時点の住民登録者・前年転出者・前年死亡者など、宛名システムから現況の反映を行う。 2. 課稅資料で付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 (2) 公的年金等支払報告書を受け付ける。 (2) 公的年金等支払報告書を受け付ける。 (3) 確定申告書の受領(紙、国お選件データ) 個人から提出された確定申告書を表表着を力して受領する。 (4)住民税申告書の受領(紙、国お選件データ) の(4) においた。(5) 資料の取り込み (1) 上記(1)、(2)、(4) の報資料については、データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 (2) 上記(1)、(3) の電子データについては、システムに対し取り込みを行う。 (3) 上記(3)の服養料については、システムに対し取り込みを行う。 (6) 資料のイメージ化 取り込みを行った音様データを課稅原票管理システムに連携させることにより、資料をシステム内管理しオンラインで参照できるようにする。 (7) 個人の特定 取り込みを行った各種資料を特定個人情報により個人特定する。 (8) 他市町村へ政事料の受料回送・回送資料受領 (1) 課稅権のある市町村へ該当資料を回送する。 (8) 他市町村への資料回送・回送資料受領 (1) 課稅者のお金市町村へ該当資料を回送する。 (2) 回送された資料はシステムに取り込みを行い、住登外課稅をする場合には住登外課稅通知書を住登地に送付する。 (3) 無稅投資率務 (1) 課稅資料の併合 提出された課稅資料を何人単位に取りまとめて、複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行う。 (2) 私額通出書の発送 課稅内容から段額通知書作成データを作成し、印刷・封入封かん事業すに一括印刷及び封筒への封入・計かを表記する。 (3) 年金保険者への特別徴収対象者については、稅額等を年金保険者宛に送信し特別徴収を依頼する。 (4. 課稅軍主事務 (1) 実務の運用の分割、強収対象者についてして、稅額等を年金保険者に依頼する。 (3) 年金保険者への特別徴収対象者についてして、東級内容があり入封からを要託する。 (3) 年金保険者への特別徴収対象者については、東級内容を経済者に依頼する。 (5) 新産事務 (1) 共産額音 と要見に応じて、公的年金からの特別徴収停止を発電 と要見に応じて、公的年金からの特別徴収停止を発電 と要見に応じて、公的年金からの対別徴収停止を発電 (2) 税務書通知 本市での資度を行う。 (2) 税務書通知	①事務の名称	個人住民税に関する事務
WILLIAM TO SERVICE OF THE PROPERTY OF THE PROP	②事務の概要	1. 課税準備事務 (1) 個人世帯状況の整理 その年の1月1日時点の住民登録者・前年転出者・前年死亡者など、宛名システムから現況の反映を行う。 2. 課税資料受付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 (2)公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。 (3)確定申告書の受領(紙、国税連携データ) 個人から提出された確定申告書を税務署を介して受領する。 (4)住民税申告書の受領(紙) 個人から提出された住民税申告書を受け付ける。 (5)資料の取り込み (1) 上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 (3) 直記(1)の(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 (3) 上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、システム内に取り込みを行う。 (3) 上記(1)へ(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 (3) 上記(1)の紙資料については、システムにオンライン入力する。 (6) 資料のイメージ化 取り込みを行った資料データを課税原票管理システムに連携させることにより、資料をシステム内管理しオンラインで参照できるようにする。 (7)個人の特定 取り込みを行った各種資料を特定個人情報により個人特定する。 (8)他市町村への資料回送「回送資料受領 (1) 課税資料のある市町村への選料回送「回送資料受領 (1) 課税資料の借合 提出された環税資料を個人単位に取りまとめて、複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行う。 (2) 税額通知書の発送 課税内容から税額通知書作成データを作成し、印刷・封入封かん事業者に一括印刷及び封筒への封入・封かんを要託する。 (3) 年金保険者への特別徴収を検頼 公的年金からの特別徴収を検頼 公的年金からの特別徴収を検頼 公的年金からの特別徴収を検頼 公的年金からの特別徴収を検頼 の対入・封かんを委託する。 (3) 年金保険者への時別徴収を検頼 の対入・封かんを委託する。 (3) 年金保険者への特別徴収を検頼 の対入・対かんを委託する。 (3) 年金保険者への特別徴収停止を頼

個人住民税システム

税宛名システム(税システム内機能)

課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX)

審査システム(eLTAX)

庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)

中間サーバー 証明書発行システム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

③システムの名称

#### 3. 個人番号の利用

番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 法令上の根拠

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 [ 実施する 2) 実施しない 3) 未定

番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 5 9,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,8502,87,91,92,94,97,101,1 02、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ②法令上の根拠

<別表第2における情報照会の根拠>

第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の

#### 5. 評価実施機関における担当部署

財政部 市民税課 ①部署 ②所属長の役職名 課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務部 庶務課 情報管理室 請求先 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

財政部 市民税課 連絡先 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5017

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			人未満 人未満		
	いつ時点の計数か	令和2年	11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2	)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年	令和2年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1)発生あり 2	) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎項目評価	書及び全	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	ド重点項目評価書 ド全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ O ]	内部監査 [ ] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	る。 ②上記(1)~(3)の電子データについては、シス テム内に取り込みを行う。	データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 田口 裕一	課長 丸野 純一	事後	重大な変更には当たらない。
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 丸野 純一	課長 竹内 理恵	事後	重大な変更には当たらない。
平成30年5月21日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ 特定個人情報ファイルを取	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 証明書発行システム	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書について、新 たにコンビニ交付を開始したこ とによるもの
平成31年2月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 竹内 理恵	課長	事前	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別衣第一(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、3 4、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、9 7、101、102、103、106、107、108、11	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重大な変更には当たらない。 項目の記載漏れ及び項目ず れによるもの。
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月10日時点	令和2年11月1日時点	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月10日時点	令和2年11月1日時点	事前	再評価によるもの
令和3年7月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	法律の略称変更によるもの。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの。